

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告

ページ

- | | |
|---|------|
| ○ 土砂災害特別警戒区域の公示図書の縦覧（2件）【建設局河川部河川整備課】 | 3125 |
| ○ 建築基準法による許可の申請に係る公開による意見の聴取【建築都市局指導部建築指導課】 | 3127 |
| ○ 一般競争入札による市有財産の売払い【財政局財務部財産活用推進課】 | 3128 |

北九州市公告第955号

福岡県知事より、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第5項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域の公示図書が送付されたので、同条第7項の規定により、これを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年11月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧図

平成25年福岡県告示第1767号

- (1) 区域指定 土砂災害特別警戒区域
- (2) 所在地 北九州市小倉北区
- (3) 自然現象の種類 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり

2 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局河川部河川整備課
- (2) 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市小倉北区役所総務企画課

3 縦覧期間

平成25年11月26日からの毎日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに毎年12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）午前8時30分から午後5時15分まで

北九州市公告第 9 5 6 号

福岡県知事より、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 8 条第 5 項の規定に基づき土砂災害特別警戒区域の公示図書が送付されたので、同条第 7 項の規定により、これを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 縦覧図書

平成 2 5 年福岡県告示第 1 7 6 9 号

- (1) 区域指定 土砂災害特別警戒区域
- (2) 所在地 北九州市小倉南区
- (3) 自然現象の種類 急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり

2 縦覧場所

- (1) 北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局河川部河川整備課
- (2) 北九州市小倉南区若園五丁目 1 番 2 号
北九州市小倉南区役所総務企画課

3 縦覧期間

平成 2 5 年 1 1 月 2 6 日からの毎日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日並びに毎年 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日までの日を除く。）午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

北九州市公告第957号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第12項ただし書の規定による許可の申請が提出されたので、同条第14項の規定により、公開による意見の聴取を行います。

平成25年11月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 建築物の建築計画

(1) 建築主の住所及び氏名

北九州市小倉北区神岳一丁目1番26号
株式会社ケイ・コーポレーション
代表取締役 木本英和

(2) 敷地の位置

北九州市門司区小森江一丁目95番8

(3) 用途地域

工業専用地域

(4) 建築物の用途

日用品の販売を主目的とする店舗

(5) 工事種別

新築

2 意見の聴取の日時

平成25年12月3日午後2時00分から

3 意見の聴取の場所

北九州市門司区矢筈町5-42

北九州市立小森江西市民センター 会議室3

北九州市公告第958号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年11月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件
別表のとおり
- 2 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課
 - (2) 期間
この公告の日（以下「公告日」という。）から平成26年1月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）並びに平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 入札の要領及び参加申請書を交付する場所及び期間
 - (1) 場所
ア 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課
イ 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市市民文化スポーツ局市民部広聴課
ウ 各区役所総務企画課及び出張所
 - (2) 期間
公告日から平成26年1月31日まで（日曜日等及び平成25年12月30日から平成26年1月3日までの日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間
 - (1) 場所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市財政局財務部財産活用推進課
 - (2) 期間
平成26年1月6日から同月10日までの毎日午前9時から午後5時ま

で

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

別表のとおり

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市役所地下2階第5入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ 前記アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

(1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上

(2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

(2) 受付期間

平成26年2月24日から平成26年3月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市財政局財務部財産活用推進課

電話 093-582-2007

別表

番号	売り払う物件				入札日時
	所在地	公簿地目	実測面積(m ²)	最低売却価格(円)	
27	門司区吉志四丁目1185番2	宅地	726.36	16,280,000	平成26年1月29日(水)午

					前 9 時 0 0 分
28	門司区柳町一丁目 15 番 2 2	宅地	216.13	15,340,000	平成 26 年 1 月 29 日 (水) 午前 10 時 30 分
29	小倉南区徳吉東二丁目 396 番 8	宅地	123.80	4,730,000	平成 26 年 1 月 29 日 (水) 午後 1 時 30 分
30	若松区今光二丁目 19 番 2 1	宅地	499.34	11,290,000	平成 26 年 1 月 30 日 (木) 午前 9 時 0 0 分
31	八幡西区清納二丁目 8 番 4 5	宅地	206.35	9,060,000	平成 26 年 1 月 30 日 (木) 午前 10 時 30 分
32	戸畑区菅原二丁目 7 番 2	宅地	459.20	20,530,000	平成 26 年 1 月 30 日 (木) 午後 1 時 30 分
33	戸畑区中原東三丁目 13 番 21 外 2 筆 (建物付)	宅地	573.44	39,555,000	平成 26 年 1 月 31 日 (金) 午前 10 時 0 0 分
34	戸畑区東大谷三丁目 5 番 4 外 2 筆	公園 宅地	531.07	16,420,000	平成 26 年 1 月 31 日 (金) 午後 1 時 30 分